

(別記)

(公表様式4)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準
(児童養護施設・母子生活支援施設版)

◎ 評価機関

名 称	社団法人熊本県社会福祉士会
所 在 地	熊本市健軍本町1-22
評価実施期間	H23年9月1日～H23年11月30日
評価調査者番号	① 第08-014
	② 第09-015
	③ 第10-008

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：社会福祉法人 聖嬰会 (施設名) 熊本天使園	種別：児童養護施設
代表者氏名：施設長 平野スエ子 (管理者)	開設年月日：明治23年11月1日
設置主体：社会福祉法人 聖嬰会 経営主体：社会福祉法人 聖嬰会	定員：80 名 (利用人数) 72名
所在地：〒861-1102 熊本県合志市須屋2986-1	
連絡先電話番号：096-242-0420	F A X 番号：096-242-0496
ホームページアドレス	http:// www.osanaki-iezusu.or.jp/

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
家庭において適切な養護を受けることのできない児童(1歳～18歳)に対し、良い環境と真心からなる愛情をもってこれを育み、カトリック的雰囲気のもとに、心身ともに健全な社会の一員として自立できるよう援助育成している。	花見、入園入学お祝い会、親睦遠足、子どもの日お祝い会、川遊び(幼児・小学生)、県内施設球技大会、施設合同キャンプ、ワンダーフォーゲル、園内夜市、秋季スポーツ大会、墓参、餅つき、クリスマス会、新年会、どんどや、ホーム対抗クッキングコンテスト、卒園卒業お祝い会、ミサ(七五三、クリスマス、卒園生と各ホーム年1回)調理実習(グループに分かれて)
居室概要	居室以外の施設設備の概要
男子棟、女子棟に分かれて縦割りにしている。小規模ケアが男子1女子1で2ホームあり、より家庭に近い雰囲気に関わり、担当職員と子どもとの信頼関係に力を入れている。	自立訓練棟、アフターケア棟、心理棟、聖堂、親子宿泊棟等があり、家に帰ることのできない子どもが親子で宿泊するなどしている。退所前の子どもは自立訓練等で一人暮らしの体験をする。

職員の配置

職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
施設長	1		社会福祉主事(任用)	13	1
児童指導員	8	2	社会福祉士	2	
保育士	11	4	保育士	15	4
心理士	1		心理士	1	
書記	1		栄養士	2	
栄養士	1		調理師	6	2
調理員	3	1			
保育士補助		1			
調理員補助		1			
合 計	26	9	合 計	39	7

※資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

社会福祉法人聖嬰会は明治10年神戸市にて孤児の養育に始まり、同法人は県内では明治22年に熊本市で孤児の養育が開始され、現在地には昭和51年に移転されました。県内の他事業で天使の園保育園、イエズスの聖心病院があり『ありのままの一人ひとりを受け入れ、その存在を尊び、愛する心』を援助の原点とした支援の姿勢がみられます。

援助方法の統一のため、自立支援計画検討会を年度初めに全職員で行い、半年に一回は全員の子どもに対しての支援計画の見直しが行われています。また、常日頃からの健康管理体制が整備され、自主性を発達させるグループでの生活支援活動を通じて職員同士が助け合っている様子も窺われます。また、退所児童の心の拠り所となるように手紙や電子メール等で連絡を取り合って状況把握がなされており、退所後も彼らが施設を訪問したり、訪問の際に施設内に整備された宿泊設備を利用したりといったアフターフォロー体制も整備されています。

職員への研修体制は、外部講師や教師を招いて、月一回のケース検討や園内研修が研修計画に基づき実施されています。園外研修も個人毎の計画に基づき積極的に参加されています。

児童への学習体制や生活指導では、毎週水曜日に行われている学習会に地元小学校や中学校の教師による学習指導や学校での出来事の情報交換が行われ、学期毎に小学校、中学校の校長や学年主任との情報交換の場を積極的に設けて、児童と学校との連携が十分に図られています。

健康管理では、全職員が高い意識を持ち、健全な育成に欠かせない事として、個人毎の記録帳で児童の成長や健康について、随時把握できるような体制が整備されています。それだけにとどまらず、心理士を配置することによって、被虐待児童や処遇困難児童への専門的ケアの実施などにも積極的に取り組まれています。

なお、心理職においては、地域の子育て支援のために、保健所が実施しているアドバイザー事業やすこやか発達相談事業に協力・貢献されています。

*改善を求められる点

人事考課は、職員個々の人材の能力開発や育成、意欲の喚起や公正な職員処遇、そして組織の活性化に役立つための基準を用いて実施することとなります。個人ごとの習熟度などの評価体制を整備された上で、個人毎の目標設定等をされ、更なるスキルアップに努められることが必要となります。

サービスの実施体制について、実践方法を職員会議等で検討することによって意思統一が図られ、一部明文化されていますが、今後標準的な実践方法については各サービス全般に渡り統一した様式での明文化が望まれます。

施設内において、小学生、中学生、高校生のそれぞれに自治会が組織されていますが、廃品回収やペットボトルのキャップ収集などの活動に留まっているのが現状です。そこで、今後は、施設内における各種行事や自立訓練などにおいて、それぞれの企画段階から関与する等の各自治会のさらなる活性化が必要と思われまます。

利用者に対しての理念や基本方針の周知に関しては、年齢や個人によって理解度に差異があり、十分な説明がなされてはいますが、より分かり易く表現するなどの工夫も必要と思われまます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H23 . 11 . 25)

「第三者評価を受審させていただき良かったと思います。受審を通じ、当園のサービスにおける強い箇所と、弱い箇所を客観的に捉える事ができました。また、いろいろな振り返りができ、弱い箇所、特に地域福祉に貢献する意識の低さ等、改善していく所が明らかになり、今後、どう取り組むべきかという具体策が示されて大変良かったです。

私達職員は、常に最善のサービスを目指し、また、そのサービスが最善である自信を持っています。しかし、評価を受ける段階で、どの視点での最善なのかを考えさせられた時、必ずしも利用者にとっての最善とは限らない事に気が付きました。

今回得られた、利用者からの評価と、外部の有識者からの評価を真摯に受け止め、基本方針である『一人ひとりを大切にする』を念頭に置き、子ども達が、「安心・安全に」生活していけるよう種々の課題の改善に取り組んでいきたいと思ひます。

(H . .)

(H . .)

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>理念は社会福祉法人聖嬰会のパンフレットやホームページに掲載されています。「キリスト教の教えに根ざして」を理念に掲げ、運営方針も「人権の尊重、自立の援助、家族との関わりを大切にする、地域社会の一員として」などが掲げられています。</p> <p>特に運営方針は、朝のミーティング時に全職員によって唱和標語として読み上げられ、周知徹底されています。</p> <p>利用者に対しての理念や基本方針の周知に関しては、年齢や個人によって理解度に差異があり、十分に説明はされていますが、分かり易く表現するなどの工夫も必要と思われる。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>中長期計画や単年度の事業計画については、組織的に職員や利用者の意見を参考に計画されており、事業計画内で整備計画が盛り込まれ、かつ、適正に予算化されており、計画通りに執行されています。</p> <p>計画の利用者に対する周知では、個人や年齢によつての理解度に差があり口頭での説明はできていますが、解り易い説明の工夫も望まれます。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>管理者の責任とリーダーシップでは、職務分担表や運営管理規定等で職務の役割が明確化されており、公的機関からの通知も説明され、全職員の共通理解に努められています。</p> <p>現時点では、広報誌やホームページ等の広報活動が積極的になされていないため、今後は地域に開かれた施設運営と社会的養護の周知を目的とし、広報誌やホームページ等の媒体を利用した広報活動が必要と思われる。</p> <p>労働基準法などの法令の遵守や取り組みがなされていますし、サービスの質の向上のために、職員への積極的な研修参加が促されています。</p> <p>日常業務の効率化についても取り組みがなされ、指導力も発揮されています。</p>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<p>事業環境の変化に注意が払われ、外部会議や各研修会に参加・収集された情報や関係施設や団体での必要な情報はきちんと把握されています。また、国の施策の動向に深く注視して、経営課題の収集にも努められ結果報告もなされています。</p> <p>会計処理については、法人全体に関与する公認会計士による外部監査が実施されているため不備は見られません。今後のさらなる事業展開や生活棟の改修等も含め、慎重な資金計画が必要となると思われます。</p>

<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>児童への処遇向上のため、心理士が計画的に配置されています。また、資格取得への推奨やそのための業務への配慮がなされています。人材の養成では、月一回施設内での経験年数別の研修体制や外部での研修体制、その報告といった一連の体制が整備されています。また個々の職員への研修計画等も確立されています。</p> <p>人材育成では、資質向上のための研修体制が構築されていますので、個々人のスキルアップのための成果の評価体制や目標設定等がなされることにより、さらなる発展を望むことができます。</p> <p>年休取得においては取得しやすい体制が取られていますし、福利厚生の中でも、福利厚生センターへ加入されています。</p> <p>実習生の受け入れについては、受け入れ体制の明文化がなされ、マニュアルも整備され、独自で宿泊でのカリキュラムが組み立てられ丁寧に実施されています。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>女性職員が多いので安全管理には特に気をつけられ、対策も講じられています。事故防止の規定やマニュアルを整備され、危機管理についても、地震、火災、事件事故、感染症、衛生管理、保健衛生、事故防止などの各項目が整備されています。</p> <p>不審者対策として防犯カメラの設置や非常時対応としての食品の備蓄、救急法講習受講や関係機関と連携しての防災・防犯の訓練等も実施されています。</p> <p>ヒヤリハット報告書の活用によりリスクや要因分析による安全管理への対策や、毎月の建物や遊具の危険箇所の点検も行われ安全管理対策は十分に実施されています。</p>
<p>4 地域との交流と連携</p>	<p>地域への施設開放としては、地域交流棟を地域の高齢者の木工教室の場所として提供し、不定期ながら民生委員・児童委員も訪問されています。また、施設内研修会に学校関係者が来園されるなどの連携が行われています。</p> <p>市の健康検診に心理士の派遣依頼があり、一般家庭に専門家としての指導や助言等の活動がなされています。</p> <p>ボランティア受け入れは、受け入れの基本体制が明文化されマニュアルも整備された上で必要な研修も行われています。</p> <p>地域の福祉向上のための取り組みは、施設の周知活動や施設開放の観点からは不足するところもあるようです。今後は地域のニーズ把握に取り組み、地域が抱える問題点などに対する具体的なアプローチが望まれます。</p>

<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>利用者を尊重する姿勢として、基本方針に利用者の人権の尊重、自立への援助、家族関係の強化などの共通の理解を持つ取り組みがなされ、プライバシー保護のためのマニュアルが整備される一方で、職員にはその研修とともに、個人情報保護規定が整備され誓約書も取っておりその体制がきちんと整備されています。</p> <p>児童達の人権意識や心身の暴力や性的暴力から身を守るひとつの方法である「CAPプログラム」も必要になると思われます。</p> <p>苦情解決の仕組みや苦情処理については、昨年度は数件の苦情処理が行われ、それぞれのケースで解決に至っています。相談窓口や第三者委員会の設置、心理士の配置の他、食堂にポストが設置され、利用者が相談内容を投稿できるように配慮され適切な対応がされています。</p>
<p>2 サービスの質の確保</p>	<p>中期の運営目標に第三者評価受審が掲げられ現在のサービス水準の確認と今後のサービスの質の確保に努められています。現行では職員会議や研究会等で自立支援計画の作成や見直し等が行われています。</p> <p>現時点においては、手順書やマニュアルの散在している部分が認められますので、今後は標準的な実施方法に準拠して各マニュアルの明文化を図るとともに、統一的な整備を心掛けることによって、さらに利用しやすくなると思われます。</p> <p>記録の管理体制については、保管、保存、廃棄の規定が整備されています。同様に利用者情報の共有化においても、定期的なケアカンファレンスの開催や情報漏洩の防止に努められています。</p>
<p>3 サービスの開始継続</p>	<p>利用希望者への情報開示は、ホームページでの公開や入所事務を行う児童相談所にパンフレット等で開示し、見学等も実施されています。サービス開始に当たり、利用者やその保護者へ説明もなされています。</p> <p>退園後の継続サービスでは、昨年度は12名の退所者があり、施設転居や家庭復帰も見られました。退所後の相談や支援は、担当職員が決められ必要に応じてなされています。また、休日や夏休み等においても泊まれる体制がとられ、アフターケアの強化に努められています。</p>
<p>4 サービス実施計画の策定</p>	<p>サービス計画策定の為のアセスメントについては、新規入所者については児童相談所で提供される児童表により、個人状況の提供がなされています。</p> <p>利用者に対するサービス実施計画作成と評価見直しでは、ホーム毎の担任を責任者として全職員でカンファレンスを行い、実施計画作成⇒計画実施⇒評価⇒見直しの一連のプロセスが確立されています。</p>

<p>評価対象Ⅳ</p> <p>A-1 利用者の尊重</p>	<p>多くの生活体験を積ませる目的のために、他県に所在する同法人施設と宿泊をしながらの交流や、児童養護施設の交流の場でもあるスポーツ大会に参加されています。</p> <p>また、自立性を高めるためにも、体験学習を許可し、金銭管理はもちろんのこと、求人先を探すことから利用者の意思で行われるように施設職員が見守っています。</p> <p>利用者の処遇に関しては朝礼で取り上げるなど、職員間でケース検討し共通の認識のもとで、問題を一人で抱え込まないように努められ、日頃から確認されています。</p> <p>職員の接し方では、一人ひとりを大切にし、要望や苦情が出た場合は、相談された職員または苦情受付委員が早急に対応するように努められています。児童間でのトラブルに関しては、まずは児童同士での解決を図り、それを見守り助言することで児童の自己解決能力を高めるよう支援されています。</p> <p>課題としては、一度の説明で理解が難しい場合は、個人の理解力にあわせてさらに丁寧な説明をするなどの配慮が望まれます。また、「CAPプログラム」等を実践され、利用者自らの身を守る方法をわかりやすく伝えていく必要もあると感じます。</p>
--------------------------------	--

A-2 日常生活支援サービス

発達援助の基本となる信頼関係の構築のために、利用者が意見を述べやすい環境作りに努められています。6~9名の縦割りの生活をする中で、お互いを思いやる気持ちが育まれ、かつ、個々に合わせた学習や生活ができるように援助が行われています。なお、受験直前の時期や利用者からの希望があった場合等には、自立訓練のための個室を提供するなど臨機応変に対応されています。

生活面においては、小学3年生からお小遣い帳に記入することを教え、買い物する楽しみ以外に節約についても実践の中で学んでもらえるような配慮がなされています。洗濯を含めた衣服の管理も年齢に応じて援助されています。ゴミの分別にも取り組み、誰にでもわかりやすいように張り紙がされていました。各居室もきれいに整理整頓されていましたし、利用者に施錠する習慣をつけてもらい、私有物が無くなるような環境作りがなされるだけでなく、紛失してしまった場合の早期対応も考えられていました。

食生活においては、利用者のリクエストメニューを取り入れたり、今年度は栄養士が各ユニットに出向いて調理をする過程を見学させたり、一緒に調理をすることで食事にも興味を持ってもらったりと工夫されています。また、利用者と育てた野菜等を食材として使用し、旬の野菜を使ったメニューも積極的に取り入れられています。月毎の献立表には食品群の説明をわかりやすく書かれており、食育への取り組みが熱心になされています。

性的話もタブー視をすることなく大切なこととして捉えて、職員間で研修されています。取り組み始めたばかりということでしたが、利用者の理解度に応じて少人数または個別に話をする配慮がなされています。

退所後の支援では、子ども達と連絡を取り合うだけでなく、休日には帰って来てもいい場所として施設を開放されるなど、利用者にとっての我が家のような受け入れ態勢が整えられています。これらのことが退所後の利用者の安心感にも繋がり、退所者にとってのより良い環境作りに励まれている様子が確認できました。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	40人	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

評価細目の第三者評価結果

【 児童養護施設版 】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	(a)・b・c
	I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	(a)・b・c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。		
	I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	(a)・b・c
	I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a・(b)・c

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	(a)・b・c
	I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	(a)・b・c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	(a)・b・c
	I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	(a)・b・c
	I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a・(b)・c

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a・(b)・c
	I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	(a)・b・c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
	I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a・(b)・c
	Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	(a)・b・c
	Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a・(b)・c

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	(a)・b・c
	II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・b・(c)
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・(b)・c
	II-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	(a)・b・c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	(a)・b・c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	(a)・b・c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・(b)・c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	(a)・b・c

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における、利用者の安全確保のための体制が整備されている。	(a)・b・c
	II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	(a)・b・c
	II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	(a)・b・c

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	II-4-(1)-① 利用者と地域との関わりを大切にしている。	a・(b)・c
	II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a・(b)・c
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	(a)・b・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	(a)・b・c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	(a)・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a・(b)・c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・(b)・c

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に務めている。		
	Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組をおこなっている。	a・Ⓒ・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・Ⓒ・c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・Ⓒ・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a・Ⓒ・c
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・Ⓒ・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・Ⓒ・c

Ⅲ－４ サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ－４－（１） 利用者のアセスメントが行われている。		
	Ⅲ－４－（１）－① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a・ (b) ・c
Ⅲ－４－（２） 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	Ⅲ－４－（２）－① サービス実施計画を適切に策定している。	(a) ・b・c
	Ⅲ－４－（２）－② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	(a) ・b・c

評価対象Ⅳ

A－１ 利用者の尊重

		第三者評価結果
A－１－（１） 利用者の尊重		
	A－１－（１）－① 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治会活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・ (b) ・c
	A－１－（１）－② 施設の行う援助について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるように支援している。	a・ (b) ・c
	A－１－（１）－③ 多くの生活体験を積ませる中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援している。	(a) ・b・c
	A－１－（１）－④ 多くの人たちとのふれあいを通して、子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるように支援している。	(a) ・b・c
	A－１－（１）－⑤ 子どもの発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。	(a) ・c
	A－１－（１）－⑥ 体罰を行わないように徹底している。	(a) ・c
	A－１－（１）－⑦ 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	(a) ・b・c
	A－１－（１）－⑧ 子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障されている。	(a) ・c
	A－１－（１）－⑨ 職員の接し方について、児童をひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	(a) ・b・c

A－２ 日常生活支援サービス

		第三者評価結果
A－２－（１） 発達援助の基本		
	A－２－（１）－① 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。	(a) ・b・c
	A－２－（１）－② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	(a) ・b・c
	A－２－（１）－③ 入所当初の環境変化に対応できるよう支援している。	(a) ・b・c

A-2-(2) 食生活		
	A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている。	(a)・b・c
	A-2-(2)-② 子どもの生活時間にあわせた食事の時間が設定されている。	(a)・c
	A-2-(2)-③ 発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。	(a)・b・c
	A-2-(2)-④ 食育の取り組みを行っている。	(a)・b・c
A-2-(3) 衣生活		
	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している。	(a)・c
	A-2-(3)-② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように援助している。	(a)・b・c
A-2-(4) 住生活		
	A-2-(4)-① 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている。	(a)・b・c
	A-2-(4)-② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助している。	a・(b)・c
	A-2-(4)-③ 施設・設備に関して、子どもや来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。	(a)・b・c
A-2-(5) 衛生管理、健康管理、安全管理		
	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	(a)・b・c
	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	(a)・b・c
A-2-(6) 問題行動に対する対応		
	A-2-(6)-① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に適切に対応している。	(a)・b・c
	A-2-(6)-② 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	(a)・b・c
	A-2-(6)-③ 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体に徹底している。	(a)・b・c
A-2-(7) 自主性、自律性を尊重した日常生活		
	A-2-(7)-① 行事などのプログラムは、子どもが参画しやすいように計画・実施されている。	a・(b)・c
	A-2-(7)-② 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している。	(a)・c
	A-2-(7)-③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	(a)・b・c
	A-2-(7)-④ 子どもが友人や地域との関係を深められるように支援している。	(a)・b・c
A-2-(8) 学習支援、進路指導等		
	A-2-(8)-① 学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。	(a)・b・c
	A-2-(8)-② 学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう援助している。	(a)・b・c
	A-2-(8)-③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会体験の拡大に取り組んでいる。	(a)・b・c
	A-2-(8)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	(a)・b・c

A-2-(9) メンタルヘルス		
	A-2-(9)-① 被虐待児など心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(10) 家族とのつながり		
	A-2-(10)-① 児童相談所等と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりができています。	Ⓐ・b・c
	A-2-(10)-② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰省などを積極的に行っている。	Ⓐ・b・c
	A-2-(10)-③ 家庭復帰のための対応や里親への委託を積極的に行っている。	Ⓐ・b・c

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	34	18	1
内容評価基準（評価対象A1～A2）	34	4	0
合 計	68	22	1